平成２１年（フ）第３６０２号
愛知県春日井市小野町２丁目71番地　愛知県住宅供給公社松河戸住宅402号
債務者　飯田　昭子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５２号
愛知県日進市南ケ丘３丁目15番地１
債務者　澤口安輝子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６７７号
名古屋市中区千代田３丁目20番19号　ＴＷＩＮＳ1991―７Ｃ号
債務者　浜端　　泉
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８３２号
名古屋市南区三吉町４丁目11番地　ミヨシハイツ205号
債務者　和風スナックけい子こと　椛島　恵子（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８７４号
名古屋市天白区梅が丘５丁目201番地　天白植田住宅２棟505号
債務者　金原　寿久
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９８９号
名古屋市中川区外新町１丁目21番地　市営外新荘205号
債務者　川崎　僚也
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１７号
愛知県岡崎市舳越町字宮前45番地２
債務者　山野　昭文
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２５３号
愛知県刈谷市高津波町４丁目612番地　パレス峰１―２号
債務者　永野　栄市
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２５７号
愛知県豊田市中根町小訳127番地８、住民票上の住所愛知県みよし市東陣取山37番地　メゾンド・エスポワール205号
債務者　原　　伸一
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２５９号
愛知県高浜市湯山町８丁目13番地21　雇用促進住宅湯山宿舎３棟401号
債務者　鈴木ミノルこと　スズキ　ミノル
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６０号
岡山県総社市東阿曽1509番地５
債務者　行安　純子（旧姓河田）
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４９３号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋454番地３ミルト・インＢ101号
債務者　伊波　純哉
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５４９号
福岡県糟屋郡志免町東公園台２丁目14番22号
債務者　外園三甫子（旧姓野下）
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５５５号
福岡市中央区春吉２丁目５番１―1006号
債務者　山口　直美（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６０９号
福岡市東区和白３丁目22番４―101号
債務者　末松　武司
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７７８号
福岡県太宰府市都府楼南１丁目４番36号プレジールＨＡＹＡＳＨＩＤＡ204号
債務者　山本　洋子（旧姓稲津）
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７号
福岡県柳川市大和町中島1637番地１
債務者　松藤　直樹
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係